

2021年2月12日

お客様 各位

北海道労働金庫

カード規定変更のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

下記のとおり定型約款に該当するカード規定を変更いたします。なお、変更後の新規定は、変更前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※最新のカード規定については、2021年4月1日以降、当金庫ホームページでご確認ください。

※印刷した規定の交付をご希望の場合は、当金庫本支店窓口へお申し出ください。

■ 変更対象の規定

カード規定

■ 変更の内容【項目の追加】

団体カード利用時、所定の取引時において、全国の都銀・地銀などの金融機関が提携しているネットワーク（「MICS」といいます。）の預金支払機等では利用できないことを明記いたします。（変更前より取引条件に変更はありません。詳細については、2021年4月に当金庫ホームページに掲載する変更後のカード規定をご確認ください。）

| |
|--|
| 9. 団体カードの利用 |
| 会員団体および法人等に発行した団体カードは、前記1の取引について、全国の都銀・地銀などの金融機関が提携しているネットワーク（「MICS」といいます。）の預金支払機等では利用できません。 |

■ 適用開始日

2021年4月1日（木）

以 上